

平成22年度在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金交付要綱(案) (重症心身障害児(者)通園事業部分抜粋)

(新)				(旧)			
1～12 (略)				1～12 (略)			
別表				別表			
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費
1 重症心身障害児(者)通園事業	A 型施設	次により算出された年間の合計額 1 事務費 (1か所当たり) 月額 3,052,090 円 2 事業費 (略)	(略)	1 重症心身障害児(者)通園事業	A 型施設	次により算出された年間の合計額 1 事務費 (1か所当たり) 月額 3,047,530 円 2 事業費 (生活保護世帯) 月額 16,030 円×各月初日の利用者実人員数 (一般世帯) 月額 7,130 円×各月初日の利用者実人員数  ただし、1月につき15人を限度とする。	重症心身障害児(者)通園事業A型施設を運営するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費、食糧費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
	B 型施設	次により算出された年間の合計額 1 事務費 (1か所当たり) 月額 1,302,940 円 2 事業費 (略)  3 巡回方式加算分 (略)	(略)		B 型施設	次により算出された年間の合計額 1 事務費 (1か所当たり) 月額 1,301,220 円 2 事業費 (生活保護世帯) 月額 16,030 円×各月初日の利用者実人員数 (一般世帯) 月額 7,130 円×各月初日の利用者実人員数  ただし、1月につき5人を限度とする。  3 巡回方式加算分 (1日当たり) 5,830 円  ただし、1月につき10日を限度とする。	重症心身障害児(者)通園事業B型施設を運営するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費、食糧費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費